

令和5年度 11月定例農業委員会総会議事録

日時 令和5年 11月 6日(月) 午前9時

場所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 22人 欠席者 2人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	堤 義彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	欠席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	馬郡 文男	出席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	欠席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	出席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	出席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	出席	24番	岡 龍道	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (10件)

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (4件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分(29件)

議案第4号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について  
意見書提出分(5件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和5年11月の農業委員会定例総会を開催します。

現在の出席委員は21名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席の連絡が入っている委員さんは〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡が入っております。〇〇番の〇〇委員さんからは、少し遅れるとの連絡が入っております。他の委員さんは確認を取りたいと思っています

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

好天に恵まれまして、農作業も稲刈りから順調にはかどっていることと思います。また、皆様方においては、お忙しい中でのタブレット端末を利用した農地パトロールご苦労様です。終わってある方もいらっしゃると思いますが、タブレット端末を使用した農地パトロールは今年度からの取り組みで、使い勝手が難しかったかと思いますが、慣れればわりとスムーズにいったのではと思います。

本日の議案・報告等につきましては

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について      |
| 議案第1号 | 農地法第4条の規定による許可申請について      |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について      |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第4号 | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について   |

その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員と〇〇番委員を指名します。

議長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の

住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 11件 面積 50,606.32㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして議案第1号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見となっておりますが、私が担当委員となっておりますので意見を申し上げます。

〇〇委員

10月26日に担当地区委員2名及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は既存住宅の敷地拡張ということですが、40年以上前に行われました土地改良により宅地の周りに農地が張り付けられたということです。従前より住宅敷地として使われており、今回、建物の登記確認の際に農地であることがわかりまして始末書を付けての手続きがされています。

隣接の農地や農業用施設とは直接接しておらず、現在の利用で影響はない状況と思われます。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

宜しくご審議ください

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして議案第1号2農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月26日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は既存住宅の敷地拡張ということですが、申請地は土地改良の際に換地により住宅敷地に接続して張り付けられた土地であり、手続きを得ずに敷地の一部として利用をされていたことから、始末書を付けての手続きがされています。

隣接農地や農業用施設への支障に関しては、現在の利用で影響はない状況とと思われます。

地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月25日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は一般住宅の建設用地であり、貸付人である父親名義の田を分筆し建築する計画です。雨水、生活雑排水については、事務局説明のとおり適切に処理される計画となっています。また、分筆し残る農地についても排水路等の確保もされています。

地元区長、生産組合長等の同意も得られています。 宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

10月25日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は譲受人が経営する幼稚園の運動広場及び職員駐車場と利用するため整備し、幼稚園に貸し出す計画となっています。

数年前にこども園が建設されましたが、屋外の運動スペースは園児の数と比べ非常に狭い状況ですので、その必要性はあると思われま

す。隣接農地の所有者、耕作者の同意、及び地元区長、生産組合長等の同意も得られています。宜しくご審議ください。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

10月25日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は譲受人が役員を務めるお寺の駐車場として整備し、お寺に貸し出す計画となっています。

隣接する幼稚園の職員や送迎に際の保護者の車両があり、寺の行事の際は非常に苦慮されていたということで、その必要性はあり、やむを得ないと判断されます。

隣接農地の所有者、耕作者の同意、及び地元区長、生産組合長等の同意も得られています。 宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

10月26日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は一般住宅の建設用地であり、原古賀地区の住宅地に近接する場所で、西側の畑と接していますが現状で耕作はされていない農地であり、影響はないと思われま

す。また、その西側に田んぼが広がっていますが、雨水、生活雑排水も適切に排水される計画であり、影響はないと思われま

す。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月26日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

転用目的は建売分譲住宅の建設用地であり、北側の既存の住宅区域と隣接する場所で周辺の畑地への影響は少ないと思われま

す。雨水、生活雑排水の計画も適切にされており、隣接農地及び地元区長、生産組合長等の同意も得られています。宜しくご審議ください。

議 長



事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	28件	所有権移転	1件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。  
議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、議案第4号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

10月25日に東尾、中津隈の担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

目的は建売分譲住宅用地としての除外申出です。西側、南側は既存の宝満台の住宅地に隣接している農地となっています。北側には耕作を継続する農地があり同意は得られていますが、南側に建物が建ちますので、営農に支障が無いよう十分協議を行ってみたいと思います。宜しくご審議ください。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地であり、農地の広がり10ha以上と判断される区域であるが、申出の目的が建売分譲住宅の建設用地であり集落に接続し設定される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周辺農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月25日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

除外の目的はコンビニエンスストア〇〇の駐車場部分が交差点改良により狭くなるため、北側の申出地を確保し新たにコンビニを建設するための用地としての除外申出です。

地元区長さんや隣接農地の方、関係者との協議もされているとのことですので問題はないと思われまます。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地であるが、申請用途及び

面積の必要性が適正で、隣接事業地と判断される既存敷地の 1/2 以内の面積であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第4号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第4号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月25日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

目的は申出地北側で稼働している〇〇工業が新たに工場、倉庫、事務所の事業用地としての除外申出です。

一団に広がる農地の末端の場所で、東側にも工場があることから支障はないと思われませんが、元々大雨の際には浸水する地域ですので、排水計画については地元や関係者と十分に協議を行ってもらいたいと思います。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地であり、農地の広がり  
10ha以上と判断される区域であるが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設  
として町との雇用協定の協議が整えば除外はやむを得ない。なお、周辺農地があること  
から継続した営農に支障が無く、かつ土地改良施設に影響を及ぼすことがない土地利用  
計画の策定、及び配慮を行うこと。」  
の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第4号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号3については、決定された意見を付して、町長に送付し  
ます。

続きまして、議案第4号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局  
より説明をお願いします。

事務局

議案第4号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除  
外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判

断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

この除外申出地については、事務局から説明がありましたとおり、県道の歩道設置のための拡幅の際に、立ち退きの代替地として今回の場所への調整がなされ農業用倉庫として建てられていたものです。

申出人としては全て手続きがなされているものと思われていましたが、確認したところ農振除外等の手続きがなされていなかったことが判明したことから、今回の申出がされているものです。

土地改良事業はされていますが、地目が畑ということで給水施設もなく、集落に接続する場所であり、周辺農地等への影響は現状ではあっていません。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内の土地ではあるが、申出の目的が集落内に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続する農地の場所であり、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第4号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

賛成ですので、議案第4号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。  
続きまして、議案第4号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域に編入する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、近隣の状況等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月26日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

申出人である〇〇さんの説明を受け確認を行いました。きちんと耕作がされていました。

今回の理由が、補助事業の対象とするための申出であり、山田地区での継続した耕作を行ってもらうためには農振地への編入を行う必要性は十分あると思われま

す。よろしくご審議ください。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

周囲にも田んぼがありますが、申出をされているのはこの農地だけでしょうか。

事務局

この周囲にも耕作されている農地はありますが、あくまで個人の申出ということで、今回は〇〇さんから対象農地のみ申出がされているとのこと

です。本来であれば、5年後との農振の整備計画の見直しの際に編入となるかと思いますが、この辺りが国土調査が完全に終わっていないため今回のような対応になっています。

生産組合などからの話があればまとめて行うことも検討されると思います。

議 長

質疑が無いようですので、農振地への編入の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、区画整理等の事業は施工されていないが、農地として適正に耕作、管理をされていることから農用地への編入は支障ないと判断する。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第4号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。  
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

① 町のオーガニック構想について（産業支援課から説明）

議 長

12月の総会は、12月 5日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、12月 5日（火）実施するという確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、11月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。



これで11月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番